

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第1区分
 【発行日】令和6年9月11日(2024.9.11)

【国際公開番号】WO2024/079839
 【出願番号】特願2024-505166(P2024-505166)

【国際特許分類】

G 0 1 N 3 3 / 5 0 (2 0 0 6 . 0 1)

G 0 1 N 3 3 / 5 3 (2 0 0 6 . 0 1)

G 0 1 N 3 3 / 4 8 (2 0 0 6 . 0 1)

G 0 1 N 1 / 1 0 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【 F I 】

G 0 1 N 3 3 / 5 0 G

G 0 1 N 3 3 / 5 3 V

G 0 1 N 3 3 / 4 8 S

G 0 1 N 3 3 / 5 0 N

G 0 1 N 1 / 1 0 V

【手続補正書】

【提出日】令和6年6月28日(2024.6.28)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

歯周病検査のための唾液採取方法であり、唾液を定量的に吸収可能な不織布からなる唾液採取部材に人又はイヌやネコなどの動物の唾液を吸収させることにより唾液を採取する唾液採取方法。

30

【請求項2】

請求項1記載の唾液採取方法により唾液採取後、唾液を含む唾液採取部材を遠心分離ろ過フィルターに装着して遠心分離し、遠心分離後の前記唾液採取部材中に保持されている血球成分を観察する出血有無の判定方法。

【請求項3】

請求項2における遠心分離で得られた液相中の催炎性ラクトフェリン・ポリペプチドと潜血測定を併せて測定することにより、歯周病の進行状態を判定する方法。

【請求項4】

歯周病検査のための唾液採取方法に用いられる唾液採取部材であり、唾液を定量的に吸収可能な不織布からなる唾液採取部材。

40

【請求項5】

前記不織布はそのサイズが80～90mm³であり、100μLの唾液添加量に対し、100μL±0.5μLの唾液吸収量である請求項1記載の唾液採取方法。

【請求項6】

単位体積当たりの唾液吸収量の標準偏差は±0.65μL/168mm³以下である請求項1記載の唾液採取方法。

【請求項7】

前記不織布は、JIS P8124:1998による坪量30～80g/m²、シート密度0.01～0.05g/cm³、KES法による圧縮仕事量が0.85～5.0gf・cm/cm²、湿潤引張強度が8N/100mm以上である不織布である請求項5記載の

50

唾液採取方法。

【請求項 8】

前記不織布はそのサイズが $80 \sim 90 \text{ mm}^3$ であり、 $100 \mu\text{L}$ の唾液添加量に対し、 $100 \mu\text{L} \pm 0.5 \mu\text{L}$ の唾液吸収量である請求項 4 記載の唾液採取部材。

【請求項 9】

単位体積当たりの唾液吸収量の標準偏差は $\pm 0.65 \mu\text{L} / 168 \text{ mm}^3$ 以下である請求項 4 記載の唾液採取用部材。

【請求項 10】

前記不織布は、JIS P 8124 : 1998 による坪量 $30 \sim 80 \text{ g} / \text{m}^2$ 、シート密度 $0.01 \sim 0.05 \text{ g} / \text{cm}^3$ 、KES 法による圧縮仕事量が $0.85 \sim 5.0 \text{ gf} \cdot \text{cm} / \text{cm}^2$ 、湿潤引張強度が $8 \text{ N} / 100 \text{ mm}$ 以上である不織布である請求項 8 記載の唾液採取部材。

10

20

30

40

50